

## エルデニ・ゾー残碑の研究

松田孝一<sup>\*1</sup> 牛根靖裕<sup>\*2</sup>**Fragments of an Inscription from the Erdeni-zuu  
Monastery**Koichi Matsuda<sup>\*1</sup> Yasuhiro Ushine<sup>\*2</sup>**Abstract**

Qaraqorum, corresponding to the present-day city of Kharkhorin in Mongolia, was the capital of the Mongol empire in 13th century and prospered in 14th century under the rule of the Yuan dynasty. A large monastery, Erdeni-zuu, was constructed there in 1587. In 1998 a lot of fragmentary inscriptions were found on the stone materials using for the railings and corner stones of the railings along the front of the Gurban-zuu (main temple) of the monastery. Those stone fragments have proven to be stone inscriptions originating in Qaraqorum which, in later years, were cut into fragments for use as construction materials for the monastery. This present article focuses on two fragments and, despite some missing characters along the fracture line, shows that it is possible through an analysis of their respective inscriptions shows to demonstrate that the two pieces were originally sequentially connected together, vertically, as parts of a larger inscription. Thus, information provided by analysis of these fragmentary inscriptions can be valuable in reconstructing the history of the Mongolia of the 14th century.

**キーワード**

元朝、カラコルム、エルデニ=ゾー、碑文

---

\*1 まつだ こういち：大阪国際大学ビジネス学部教授・博士（文学）〈2010.12.13受理〉

\*2 うしね やすひろ：立命館大学大学院文学研究科研究生・博士（文学）

## はじめに

モンゴル国内に残されている、突厥・ウイグル・モンゴル時代の遺跡・碑文について、1996年から1998年にかけて、森安孝夫（大阪大学）を日本側代表としてモンゴル国科学アカデミー歴史研究所と共同調査（ビチェース・プロジェクト）が行われた（森安孝夫・オチル1999）。その際、モンゴル帝国史に関して、オボル・ハンガイ・アイマクのハルホリンソムのエルデニ・ゾー僧院内で、多くの碑文の拓本が採取された。

同僧院は、1587年にかつてのモンゴル帝国の首都カラコルム遺跡に建設されたもので、僧院建設にあたってカラコルムにあった碑文の多くが僧院内の建築石材として、あるいは宗教的目的に利用された（松川1999）。

1998年の調査で、モンゴル側の代表者であったオチル（A. Ochir、当時モンゴル科学アカデミー歴史研究所所長、現モンゴル遊牧文明研究所）は、8月24日、僧院修復工事担当責任者のドラムスレン氏から同僧院内の中国様式の瓦葺のお堂、ゴルバン・ゾー正面の前広場の欄干の建築石材のオモテ面（オモテ面を「表面」と記すと「表面」と誤解される可能性があるので、以下、「オモテ面」と記す）、ウラ面に碑文が残されていることを教えられた。共同調査を行っていた松田らはモンゴル側とともに8点の石材から11件の碑文断片を確認し、拓本を採取した。11件のうちの7件は、石材の下側や内側であって、オモテ面からは見えないものであった。そのためエルデニ・ゾー僧院の碑文の拓本を収録するRadloff 1892、また僧院の漢文碑文を記録した『和録』の両書に収録されていない新発見の碑文断片であった。

本稿でとりあげるのは、そのうちゴルバン・ゾーの（1）北階段の南欄干のウラ面と、（2）北階段の北欄干のオモテ面と残されていた元朝時代の碑文の断片である。この二つの断片が、もともとは同一の碑文の一部であることは、松田の簡単な検討の段階で想定されたため、2断片を総合して検討することとし、検討結果をここに提出するものである。検討は、牛根靖裕が行った。また元代石刻の研究会の会員各位、特に森田憲司氏（奈良大学）の協力を得た。記して謝意を表するものである（松田孝一）。

## 北階段南欄干ウラ、北階段北欄干オモテ碑文（牛根靖裕）

## 1. 碑文の概要

以下、碑文内容の検討に際しては、ビチェース・プロジェクトの1998年調査によって採取した2つの拓本（以下、98年拓本と略す）に基づいて行う。両拓本をとった碑石は、上述の如く、エルデニ・ゾー内にある、ゴルバン・ゾー東面の北階段の欄干の石材として、切断・整形して再利用されている（ゴルバン・ゾーには北階段、中央階段、南階段があり、それぞれの階段付近からも碑文断片が発見されているため、北、中央、南の階段を区別する必要がある。ただ、本稿では北階段の碑文だけを取り上げるので、以下、特に必要のない限り、「北階段」は省略する）。

（1）の南欄干ウラ面の残碑の拓本は文字列に対してヨコ88.0cm×タテ34.0cm。文字

は21行あり、1行に11～12字ある。(2)の北欄干オモテ面の残碑は、既にラドロフが拓影を紹介し(Radloff 1892, LXII-1)、李文田によって録文が公刊されている(『和録』30a-31a)。98年拓本は、ヨコ88.0cm×タテ15.5cm。文字は18行あり、1行は5字あり、文字列の右に数行分の空白がある。

両拓本の碑文は、文字列がなく空行となっている行がともに3行ある。南欄干ウラ面残碑を基準とすると、5行目、20行目、23行目が空行となっており、末行で揃えた場合、2拓本の空行及び各行の列びが揃う。その為、両碑文断片はそれぞれ本来一つの碑文の一部であったと考えられる。

南欄干ウラ面残碑の1～3行目は、それぞれ撰者、書者、篆額者の名が記されて改行されている。北欄干オモテ面残碑は、右側の空白があることから、撰者らの官職と人名が記される上下になる。また北欄干オモテ面残碑末行の石工名は、碑文の下部に記される事が多いこと、そして9行目が「禮院事」で改行していると推測するが、南欄干ウラ面残碑9行目は空行となっていないことから、南欄干ウラ面残碑が上に位置し、北欄干オモテ面残碑が下部にあたったと考える。

北欄干オモテ面残碑9行目「禮院事」の上には、後述するように「太禧宗」の3字が入ることが確実であり、両拓本の間には3字以上の欠落がある。南欄干ウラ面残碑9行目は下の1字分が空白となっている。下にある太禧宗禮院が国家祭祀に係わる官府であり、そのための空格であったと考えられ、9行目は両碑文で文脈がつながっている。しかし、空格部分は1字だけでなく、時には2～3字分設けられることもあるため、両碑文間には3～5字分の欠落があると判明する。1～3行目と24行目から、両碑文は本来の碑全体の下部に位置していたことは明らかだが、碑石は寺院の欄干として利用される際に、碑側面から見て台形になるように裁断・整形されている。北欄干オモテ面残碑の碑陰側(欄干ウラ面)も、南欄干ウラ面残碑の碑陽面と同等の面積がある。その為、北欄干オモテ面残碑の文面の下にも数文字分が欠落していると想定できる。

本碑は、カラコルム近郊であったと思われる本来の立石地、碑の立石年代、そしてゴルバンゾーの建材に使用された年代など、全体像は一切が不明なままである。撰者の孔思永は曲阜の孔家54世の子孫であるが、文集等は残っておらず、碑文も現在のところ本稿で移録した箇所のみである。

本稿では南欄干ウラ面残碑を基準として、3行の空行もあわせて右側から1～24の行番号を付した。1行目の右側には、本碑の題の1行があったと思われるが、98年拓本では文字は確認できないため、行番号は付けていない。

碑文は、断片的な内容しか読み取れないが、数行ごとに文章の概要は把握でき、所謂去思碑の類であることは明確である。

上述の如く1～3行目は、撰者・書者・篆額者のリストであり、それぞれ孔思永・高汝瓊・温毅と判読できる。4行目は、本碑で顕彰されている人物(以下、牧守公と仮称)の出生などであるが、残念ながら氏名・出自・出身地などの情報はない。5行目は欠損している上段部分で改行していると判断する。6～7行目はカラコルムの立地とモンゴル帝国の勃興を記している。8行目は国における倉庫の意義を説き、9行目にカラコルムへ赴任

する以前の牧守公の官歴として至元丁丑（1337年）に参議〔太禧宗〕禪院事となったことが明らかになる。

10～15行目にかけて、カラコルム地方での寒害による飢餓への牧守公が行った救済と、事後の復興政策に関する業績を挙げる。官庫を開いて物資を民間へ出し、多くの飢民が生き存えたこと、公正な政を行い、救済事業を遅滞させることなく円滑に取り仕切った様子が記されている。16～17行目では、牧守公のカラコルム地方での治績を善政であったと称え、18～19行目は、牧守公の離任を皆が惜しんだことと、その治績を碑に刻んで後世に残そうと、撰者孔思永へ請うたことが記されている。20行目は上段で序が終了して改行してると思われる。21～22行目は銘があり、23行目は空行となり、24行目に、上段にある立石年月日は不明だが、立石者と作業者の滕陽の某と石工韓徳の名が記される。

## 2. 釈文と訓読

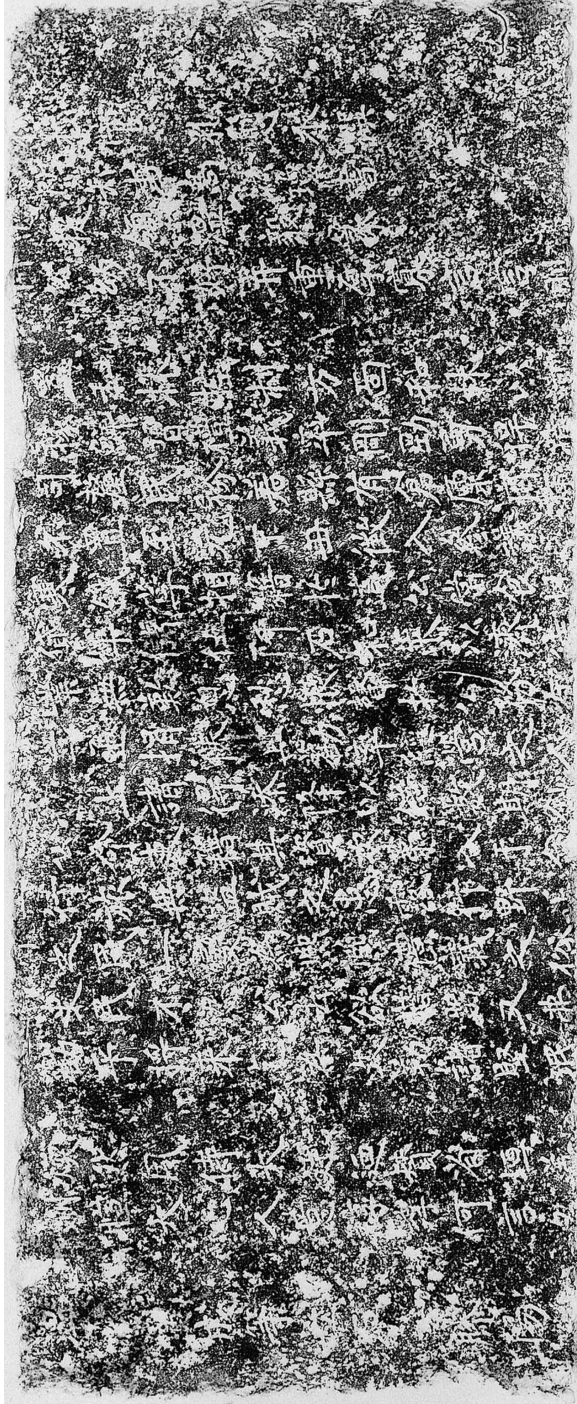
### 1) 釈文

釈文するに際して、文字は判読できるものの不明瞭なものは「□」で囲った。残画は見えるが判読できないものは「□」を置いた。訓読では、碑石の欠落部分を「…」で表記し、前後の字句によって訓読が変化する箇所には下線「\_\_\_\_\_」を引くに留めた。訓読上、筆者が補ったものは「[ ]」内に記した。

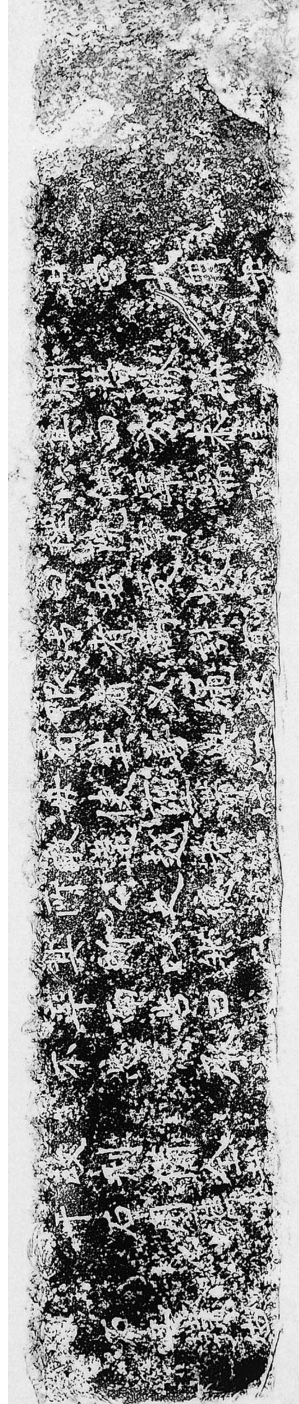
今回、ピチェース・プロジェクトで新たに得られた本碑を公に報告する機会を得、研究会などを通して、多くのご教示をいただいた。本碑は断片的ではあるが14世紀のカラコルム地方に関する歴史的な情報を有している。筆者の浅学非才ゆえに、ご教示いただいた全てを反映できてはいないが、新出碑文の録文を公表し、より広くからの叱正を賜りたい。



北階段南欄干ウラ面  
(拓本 88.0cm×34.0cm)



北階段北欄干オモテ面  
(拓本 88.0cm×15.5cm)



北階段南欄干ウラ面

北階段北欄干オモテ面

01 校官 孔思永撰

02 所知事 高汝瓊書

03  提領 温毅篆

04  公幼不好弄 重厚寡言言則

05

06 置和林控制方面和林以河

07 稼鮮習禮義率剛勁勇悍據

08 司釐民務若縣有倉廩府庫

09 不置至元丁丑徵入參議

10 寒餓孛相籍於道公當食

11 貸軍儲伍阡石和糶以濟

12 業無歎息愁恨聲於公務有

13 立壺捐俸且勸率經營之

14 上請得添降以倍數期鈔

15 公命吏籍其資次第入于倉

16  行旅無盜賊之患露行野步

17  之民一變為熙熙禮義之俗

18  史民不忍公去欲惜器又弗

19 勸乎將來乞為文勒諸堅珉

20

21 煥然夙侍大廷迺贊省垣善

22  暄天心人意諄諄何言然

23

24  温賈成等立石 滕陽

當大用

淵潛勝槩

其四方來集

以供軍需監

禮院事

日吾受牧守

活者萬計憂

限者必繩督

而其善興

毋使壅滯停

敢違越者

所公之德

其所以然

率而告日

不忘噫承

政刑備全

于石用鐫

石工韓德

## 2) 訓読

- 01 …校官孔思永、撰。  
 02 …所知事高汝瓊、書。  
 03 …提領温毅、篆。  
 04 …公、幼くして弄を好まず、重厚寡言なるも、言わば則ち……〔他〕日、當に大用されるべし。□…  
 05  
 06 …和林を置き、方面を控制す。和林は河…を以て…淵潜勝槩□…  
 07 …稼、禮義を習うこと<sup>すくな</sup>鮮し。剛勁勇悍なるを率い、…に據り…其四方來集…  
 08 …司は民務を<sup>おさ</sup>釐む。縣の倉廩・府庫有るが若きは、……以て軍需に供し、監…  
 09 …置かず。至元丁丑、徵せられて入りて參議〔太禧宗〕禪院事たり。  
 10 …寒餓孳し、相い道に籍く。公當食□……曰わく、吾れ牧守…を受け、…  
 11 …軍儲伍阡石を貸り、和糶して以て…を濟…。…活する者は、萬もて計え、憂…  
 12 …業、嘆息愁恨の聲無く、公務に於いて…限…する者有り、必ず…繩督し、…  
 13 …立、<sup>すみ</sup>亟やかに捐俸し、且つ經營之□…を勸率し…而して其善興□…  
 14 …上に…し、請うらくは、添降するに倍數期鈔…を以てし…するを得、…壅滯停〔□〕  
 …せしむるなからんことを、と。…  
 15 …公、吏に命じ其の資を籍し、次第もて倉…に入れしむ。…敢えて違越する者は、  
 …□…  
 16 …□行旅するに盜賊の患無く、露行野歩……所、公の徳なり。…  
 17 …□之民一變為熙熙、禮義の俗……其所以然□…  
 18 …<sup>ママ</sup>史民は公の去るに忍びず、器を惜み、又た…弗からんことを欲す。…率。而して  
 告げて曰わく、…  
 19 …将来に勸む。乞ふらくは、文を為りて<sup>これ</sup>諸を堅珉に勒し、…忘れざらしめんことを。  
 噫あ、承…  
 20  
 21 …煥然たり。夙に大廷に侍し、<sup>すなわ</sup>迺ち省垣を賛げ、善……政刑備全す。□…  
 22 …□暄。天心人意、諄諄として何をか言わん。然るに……石に鐫を用いる。□…  
 23  
 24 …温 賈成等立石す。滕陽□……石工韓徳。…

## 3. 語注と現代語訳

### 1) 語注

- 01 校官：「校官」で終わる名称の官職は、中書省・行中書省の據属の「檢校官」（正七品）<sup>1</sup>と、『元典章』吏部一、官制一、職品の条の、従五品の諸司提挙の項にある「大都提舉孛校官」、「各處蒙古孛校官」<sup>2</sup>が挙げられる。国子監以下の各地の儒学提挙司・書院、蒙古学提挙に属した学校官は『元史』卷81、選舉志1、学校の条に詳しい。
- 01 孔<sup>思</sup>永：「思」は明瞭には読めないが、延祐年間から元統元年まで衍聖公であった孔



思晦<sup>3</sup>など、本碑にある至元丁丑（1337）年に近い時期の孔家では「思」字を排行の名に用いられており、「思」と判断した。

中華民国26年刊の『孔氏世家譜』初集巻2によれば、孔思永の名は、46世孫の孔宗翰（『宋史』巻297）の子孫の一人に見える。孔思永は、字を常道といい、秘書監の著作郎だった孔淑の第5子。「廟学正」を経て、官は東平路同知にまで到ったという。また孔思永の兄で陝西儒学提挙、河中府判を歴任した孔思適の名が、元統3年4月刻の「李居徳等題名碑」に見える。碑文中で「闕里五十四代孫承務郎晉寧路河中府判官孔思適 篆」と官員のリスト中で特記されている例が見られ（『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本滙編』49-164）、本碑の撰者名上部にも「闕里五十四代孫」と刻字されていた可能性もある。

- 04 當大用□：『和録』は「年」とするが、判読し難く、本稿では「□」とした。
- 06 和林以河：『元史』巻58、地理志1、嶺北等処行中書省、和寧路の条の注に「始名和林、以西有哈刺和林河、因以名城」とあり、また「和林兵馬劉公去思碑」（『和録』15a）にも同様の一文がある。カラコルムの名の由来を記していると思われる。
- 06 淵潜勝槩□：『和録』は「勝槩」の下に文字無しとするが、判読はできないものの、文字の形跡があるため「□」を置いた。
- 07 来集：98年拓本では上部の「佳」のみ読み取れる。『和録』に従い「集」とした。
- 08 監：『和録』は「政」とするが、98年拓本から「監」の上部と推測した。
- 09 至元丁丑：「至元丁丑」は、クビライの至元14年（1277年）と、トゴンテムルの至元3年（1337年）がある。後出すると太禧宗禋院の名称は、天曆2年（1329年）9月に、太禧院の名称を改めたものであり<sup>4</sup>、本碑の至元丁丑の年は、至元3年（1337年）とわかる。
- 09 参議 … 禋院事：「禋院」の字句は、太禧宗禋院の官府名以外に見出せなかった。その為、直上には李文田が『和録』に注記しているように、「太禧宗」の3字があったと考えられ、空格を挟んで「参議太禧宗禋院事」という職名と判断する。

太禧宗禋院は、『元史』巻87、百官志3、太禧宗禋院の条に記載されているように、神御殿（歴代カアンや皇后の肖像画を掲げた寺院<sup>5</sup>）の祭事を司っていた。

太禧宗禋院、秩従一品。掌神御殿・朔望歳時・諱忌日辰・禋享禮典。天曆元年、罷會福・殊祥二院、改置太禧院以總制之。初、院官秩正二品、陞従一品、置参議二員、改令史爲掾史。（天曆）二年、改太禧宗禋院、置院使六員、増副使二員、立諸總管府爲之屬。凡錢糧之出納、營繕之作輟、悉統之。定置院使都典制神御殿事六員、同知兼佐儀神御殿事二員、副使兼奉贊神御殿事二員、僉院兼祇承神御殿事二員、同僉兼肅治神御殿事二員、院判供應神御殿事二員、参議二員、經歷二員、都事二員、管勾・照磨各一員、掾史二十人、譯史四人、知印二人、怯里馬赤二人、宣使一十五人、斷事官四員、客省使大使・副使各二員。

太禧宗禋院は、天曆元年（1328年）に「太禧院」の名で設立された。碑にある「参議」も、設立時に2員設けられている。その翌年の天曆2年、太禧宗禋院に改組され、大幅な増員が行われている。太禧宗禋院は、至元6年（1340年）に院使を兼任していた権臣バヤン、及び太皇太后ブダシリーが失脚し薨った後、12月戊子に奎章閣などの天曆以後に増設さ



れた官府とともに廃止されている<sup>6</sup>。参議太禧宗禋院事の品秩は、太禧宗禋院と同じ従一品の官府である枢密院、宣政院の例から推測すると、正五品に相当したと思われる。

- 10 寒餓瘠：飢餓の発生した年代は、本碑からは至元丁丑（至元3年＝1337年）以降としか判明しない。佐藤武敏編『中国災害史年表』によると、1337年以降のモンゴル高原での寒害は2例挙げられる。一例は至元5年から6年春にかけての大雪害で、モンゴル高原では大オールドや歴代カアンの四怯薛、諸王のアイマクにも影響を及ぼす大規模な風雪災害が発生している<sup>7</sup>。もう一例は至正8年（1348年）正月の大雪で、駅伝路のモリン道などで羊や馬が凍死する被害が出ている<sup>8</sup>。

- 10 吾受牧守：「牧守」は地方州郡の長官であり、ここでは嶺北等処行中書省管内に唯一設けられた和寧路総管府の総管を指すと思われる。牧守公が参議太禧宗禋院事から転出したのか、参議太禧宗禋院事でありながら和寧路総管を兼任したのかは、本碑からは判断できない。

1330年代以降に和寧路総管に就いたことが確認できる人物として、「嶺北省右丞郎中総管収粮記」の「嘉議大夫和寧路總管木薛飛兒（> mo. sunggon Musavir）」が挙げられる<sup>9</sup>。出自や経歴は不明だが、倉庫群の整備・充実を行うなど、業績上本碑の内容と重なる点もある。後述するように本碑と「嶺北省右丞郎中総管収粮記」とでは、立石監督者の本貫地が滕陽であったり石工韓徳の存在など、一致する点が見られ、かつ本碑が去思碑であることから、本碑の立石は至正8年以降であった可能性を指摘できる。いずれにしても碑石の残部の発見を俟ちたい。

- 11 貸軍儲伍 阡石和糶：元代の災害救済制度に関しては、陳高華2009が総合的な考察を行っているが、本碑の和糶に関しては、管見の限り本碑のほかには、『元史』巻163、張徳輝伝「東平賦貳獄繁、視河東相倍蓰、凡遇贓奸、悉窮之、不少貸。奏免遠輸粟二十萬斛、和糶粟十萬斛。」という一文があるのみで、語句の意味する所や実際に行われる業務などは詳らかにしえない。

『元史』本紀には「大都饑、發官米低其價糶貧民」<sup>10</sup>や、自然災害の増加する仁宗朝以降は「出（發）〔米穀の量〕減價賑糶」・「賑糶」という表現が頻見する。賑糶は『史学指南』救災、賑糶の条によると、「謂飢年將糧減價糶與缺食人戸者」とあり、救荒政策の一環で「賑貸（米粟の発給・貸与）」<sup>11</sup>と同様に、倉庫に備蓄している米穀を市場に出し、高騰する価格を抑えて、民間の食料供給を助けることをいう。具体例としては、『元史』巻175、張養浩伝の天曆2年の陝西飢餓救済例がある。

時斗米直十三緡、民持鈔出糶、稍昏即不用、詣庫換易、則豪猾黨蔽、易十與五、累日不可得、民大困。乃檢庫中未毀昏鈔文可驗者、得一千八十五萬五千餘緡、悉以印記其背、又刻十貫・伍貫爲券、給散貧乏、命米商視印記出糶、詣庫驗數以易之、於是吏弊不敢行。又率富民出粟、因上章請行納粟補官之令。聞民間有殺子以奉母者、爲之大慟、出私錢以濟之。

官＝政府は臨時に鈔を工面して飢民に発給して、穀物商に命じて「出糶」させて、民が安値で食料を買い取るよう便宜を図り、また一方で出糶に際してもその出納を記録し、不正の無いように努め、民間富裕者からの蓄えの供出を促している。このように「和」は

和雇・和買のように、商人に命じて糶させる意とも解せるが、「和糶」そのものの実例は不詳とせざるをえず、後攷を俟ちたい。

「嶺北省右丞郎中総管収糧記」で元朝独自の制度であったと記されている「和中 (>mo. qočung)」制度は、和糶と中糧を併せた語句と解釈されている<sup>12</sup>。カラコルムでの軍糧調達、官の認証を必要とする塩引を媒体とした取引がなされており、上引くの『元史』張養浩伝のように、饑饉救済時にも鈔を介して取引して倉の物資の出納は、有司の管理の下で行われている。本碑では和寧路總管府の官が「軍儲」5,000石を借用しており、その際にも文書行政による諸手続は行われていたと考えられる。行政的な実態があまり明らかになっていないモンゴル高原で、官制上の官府の所属の違いと、物資の移動を記録している点で、興味深い事例といえる。

- 11 憂：『和録』は「有」とするが、98年拓本から「憂」の上部と推測した。
- 12 繩督：「督」字は上部の残画が確認できるため、『和録』に従った。
- 13 而其善：『和録』は「曷」とするが、98年拓本から「而」とした。
- 14 毋使壅滯停：『和録』は、壅滯の下に「イ」と上部に「一」を読みとっている。Radloff 1892 (pl. XLVII-1) においても判読し難いが、98年拓本より「停」と判断した。
- 15 入于倉：98年拓本では上部のみしか見えないが、「倉」と推測した。
- 16 露行野歩：98年拓本では、上部の「止」が確認できる。直上の「行旅無盜賊之患」と「露行」に、移動に関する字句が連なることから、「歩」と推測した。
- 16 公之徳□：『和録』は、「徳」の下の文字を「也」とするが、98年拓本から判読できないため□とした。
- 17 其所以然□：『和録』は、「然」の下の文字を「而」とするが、98年拓本からは判読できないため□とした。
- 18 史民：文章としては、本来は「吏民」とあるべきであるが、98年拓本では明らかに「史」とあり、「吏」の一面目は読めない。本稿では98年拓本に従って、「史民」のままとする。
- 18 而告曰□：『和録』は、「曰」の下の文字を「我」とする。98年拓本の該当箇所は、『和録』の如く「我」字上端部の残画らしきものが薄く見えるが、映りは非常に薄く、他所に比べていささか不自然に見える。Radloff 1892 (pl. XLVII-1) においても文字は見えないため、仮に空白とするが、存疑とする。
- 21 □：『和録』は、傍の「戔」のみを記すにとどめている。本稿では仮に□とする。
- 24 温賈成等立石：本碑の立石関係者たちの名の末尾部分が見られる。1文字目の「温」、4文字目の「成」は確認できる。「温」の直下の字分は判読し難い。拓本に残画が確認できないため空白と推測する。それ故、「温」、「成」は各人名の最後の文字であり、二人の人名を考える。

松井 1999 及び『和録』などから「温」、「成」で終わる人名表記を捜すと、以下ののような例がみられる。「温」で終了するものには、「和林兵馬劉公去思碑」(1341年立石)の婁温と、李温(『和録』16a)、同碑陰の前吏目の梅只子温、司吏の王思温(『和録』16b)、「三皇廟殘碑」碑陰第3列にある耆老の婁温と侯思温(『和録』26b)、「嶺北省右丞郎中総管収糧記」(1348年立石)の高彦温(『和録』28a)。また「温」で始まる人名であっ

た場合は、「和寧郡忠愍公廟碑」（1327年立石）和林倉司倉の温榮（『和録』19b、題名残碑）と、本碑篆書者の温毅（上段3行目）が挙げられる。

「成」で終了する人名には、「三靈侯廟碑」碑陰にある梁徳成と、「三皇廟残碑」碑陰第2列の提控斗子の賈成（『和録』14a）が挙げられる。「成」の上には「貝」のような残画が見えるため、筆者は、三皇廟碑の立石に関わった賈成と推測した。

24 滕陽□：「滕陽」は、漢語の地名であり、滕州あるいはその属県の滕県の旧名か<sup>13</sup>。元代では滕州は益都路に属し、滕縣・鄒縣を領した（『元史』卷58、地理志1）。「滕陽」の下は判読できないが、碑文末尾の立石事業関係者の名を刻む部位に当たると考えられる。或いは同じくカラコルムに立石され、エルデニ・ゾーに残存していた「嶺北省右丞郎中総管収糧記」の2行目<sup>14</sup>、「勦建三靈侯廟記」の15行目<sup>15</sup>に見える「滕陽陶士宣」が可能性として考えられようか。

24 石工韓徳：韓徳の名は、「嶺北省右丞郎中総管収糧記」の3行目にも見える<sup>16</sup>。「嶺北省右丞郎中総管収糧記」は至正戊子（至正8年=1348年）年8月の立石であるが、上述の如く2行目には「滕陽陶士宣刊」とあり、本碑の立石も、「嶺北省右丞郎中総管収糧記」と同じ石匠たちが関わっていた可能性がある。また立石の年次も「嶺北省右丞郎中総管収糧記」と同時期に行われていたとも考えられる。

## 2) 現代日本語訳

- 01 …校官孔思永、撰。
- 02 …所知事高汝瓊、書。
- 03 …提領温毅、篆。
- 04 …公は幼くして軽々しいことを好まず、重厚で言葉少なであったが、発言すればすなわち…… [他] 日、きっと重用されるであろう。□…
- 05
- 06 …和林を置き、カラコルム地方を管轄した。和林は河…を以て…淵潜勝槃□…
- 07 …稼、礼義を習うことはあまりなかった。心身ともに強く勇ましい者たちを率い、…に拠り其四方来集…
- 08 …司は民政を治める。県に倉廩・府庫があるということは、……以て軍需に供給し、監…
- 09 …置かず。至元丁丑（至元3年／西暦1337年）、召されて参議 [太禧宗] 禪院事となった。
- 10 （人々は）…寒餓死し、道にあふれた。公はまさに食□……曰わく、私は地方官の職を授かり、…
- 11 …軍儲五千石を借り受け、和糶を行い、…を救済した。…（饑餓ををのりこえ）生きることができた者は、数万人にのぼり、憂…
- 12 …業、嘆き恨むという評判は無く、（その）政においては…限…する者がいれば、必ず…監督指導し…
- 13 …立、すみやかに私財から供出し、且つ經營之□…を誘い導いて…其善興□…

- 14 …皇帝陛下に…し、倍の（免税）期間・（復興）資金を下される（詔書に）加えて  
 いただき…するを得て、…壅滞停 [□] …させることがないことを、請い願った。  
 …
- 15 …牧守公は、吏たちに命じてその資産を帳簿に記録し、（資産の）多寡に応じて倉  
 …に入れさせた。…敢えて施行する政に背き従わない者は、…□…
- 16 …旅人には盗賊の憂いが無く、露行野歩…所、公の徳…
- 17 …□之民一變為熙熙、礼や義などの習慣は…其所以然…、
- 18 …史民は牧守公が去ってしまうことを哀しみ、（その）人柄や度量を惜しんで、また  
 …ないことを願った。…率。それために告げて曰うには、
- 19 …将来に勧める。文章を作り、それを玉石に刻んで、…忘れることがないようにし  
 たい。」とのことであった。噫あ、承…
- 20
- 21 …輝くようである。永く大廷に仕え、政府を輔弼し、善……政治は調っていた。□  
 …
- 22 …□暄。天心人意、繰り返し何を語ろうか。然るに……碑石に刻む。□…
- 23
- 24 …温 賈成等が立石した。滕陽□……石工韓徳。…

## おわりに

ビチェース・プロジェクトでの1998年調査で新出した北階段南欄干ウラ面残碑は、ラドロフ、李文田らによって紹介されていた北階段北欄干オモテ面残碑に連なる文面を補える。2残碑を足しても、碑文全体の4分の1に達しないと思われ、文字情報としても残余の碑石断片の発見に頼らねばならないが、14世紀のモンゴル高原の歴史において、興味深い情報を有している。

まず刻工の滕陽の某、石工の韓徳の名が他のエルデニ・ゾー内の碑文との関連を想起させる。同時期に製作されたのか、同じ職工集団が係わったのか、モンゴル高原における碑文製作・立石の過程を考察する資料になりうる。また「和糶」という語は、カラコルムにおける倉庫運営と、米穀などの物資の送運、救荒政策など、嶺北行省、和寧路総管府等の行政的な実態の一端をうかがいうる情報を呈している。また、この碑文断片には至元丁丑（1337）年の紀年があることから、元朝政府によるそういった行政が同時期に行われていたことも確認できる（牛根靖裕）。



## 注

- 1 『元史』卷85、百官志1、中書省掾屬の条「檢校官四員、正七品。掌檢校左右司・六部公事程期・文牘稽失之事。」
- 2 『元史』卷91、百官志7にも、「蒙古提舉學校官 秩從五品。提舉一員、從五品。同提舉一員、從七品。至元十八年置。惟江浙・湖広・江西三省有之、餘省不置。」とある。
- 3 『元史』卷180、孔思晦伝。
- 4 『元史』卷33、文宗本紀2、9月丙子の条。
- 5 『元史』卷75、祭祀志4、神御殿の条「神御殿、舊稱影堂。所奉祖宗御容、皆紋綺局織錦爲之。影堂所在、世祖帝后大聖壽萬安寺、裕宗帝后亦在焉。順宗帝后大普慶寺、仁宗帝后亦在焉。成宗帝后大天壽萬寧寺、武宗及后二后大崇恩福元寺、爲東西二殿。明宗帝后大天源延聖寺。英宗帝后大永福寺。也可皇后大護國仁王寺。…(中略)…其太祖・太宗・睿宗御容在翰林者、至元十五年十一月、命承旨和禮孫寫太祖御容。…(中略)…泰定二年八月、中書省臣言當祭如故、乃命承旨幹赤齋香酒至大都、同省臣祭于寺。四年、造影堂於石佛寺、未及遷。至順元年七月、即普慶寺祭如故事。二年、復祀于翰林國史院。重改至元之六年、翰林院言三朝御容祭所甚隘、兼歲久屋漏、於石佛寺新影堂奉安爲宜。中書省臣奏、此世祖定制、當仍其舊、制可。」
- 6 『元史』卷40、順帝本紀3、至元6年12月戊子の条。
- 7 『元史』卷40、順帝本紀3、至元5年5月己未朔、「見火兒不刺・賽禿不刺・紐阿迭烈孫・三卜刺等處六愛馬大風雪、民饑、發米賑之。」や、6月乙卯、8月庚寅の条、および至元6年3月「丁巳、大斡耳朶思風雪爲災、馬多死、以鈔八萬錠賑之。癸亥、四怯薛役戸饑、賑米一千石・鈔二千錠。成宗潛邸四怯薛戸饑、賑米二百石・鈔二百錠。」など。
- 8 『元史』卷41、順帝本紀4、至正8年春正月甲子、「木隣等處大雪、羊馬凍死、賑之。」
- 9 Radloff 1892, XLV, 『和録』28b、松川節・松井太 1999、p. 250の注を参照。
- 10 『元史』卷14、世祖本紀11、至元23年12月乙卯の条。
- 11 『元史』卷96、食貨志4、賑恤。
- 12 松川節・松井太 1999、p. 249の注を参照。
- 13 『金史』卷25、地理志中、山東西路、滕州の条、「滕州、上、刺史。北宋滕陽軍、大定二十二年升爲滕陽州、二十四年更今名。貞祐三年九月爲兗州支郡。戸四萬九千九。縣三・鎮一：滕、舊名滕陽、大定二十四年更。有桃山・抱犢山・鄒水。」現在の山東省棗庄市の滕州市にあたる。
- 14 松川節・松井太 1999、p. 247。
- 15 中村淳 2007、pp. 17-18。
- 16 松川節・松井太 1999、p. 247。

## 参考文献

- 孔徳成總裁『孔子世家譜』(孔子文化大全、史誌類、山東友誼書社、1990年〔中華民国26年刊の複製])
- 佐藤武敏編『中国災害史年表』(国書刊行会、1993年)
- 陳高華 2009: 「元朝賑恤制度研究」(『中国史研究』2009-4、pp. 105-128)
- 松井太 1999: 「カラコルム関係碑文官職名・人名総合索引」(オチル・森安孝夫『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会、朋友書店、1999年、pp. 234-244)
- 松川節 1999: 「カラコルム関係碑文所在状況」(森安孝夫・オチル1999、pp. 232-233)
- 松川節・松井太 1999: 「嶺北省右丞郎中総管収糧記」(森安孝夫・オチル1999、pp. 245-251)
- 森安孝夫・オチル(編)『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会、朋友書店、1999年
- Radloff 1892: Radloff, W.W., *Atlas der Alterthümer der Mongolei, (Атлас древностей Монголии, Труды орхонской экспедиций, изданный по поручению императорской академии наукъ, В. В. Радловымъ, типография императорской академии наукъ, Санктпетербургъ, 1892.)*

